

よくあるご質問

1. 公募業種について

- 1-1 緊急で「排水管の詰り」に対しては夜間休日対応可能ですが、給水管関係については対応できません。「排水管の清掃」を行う業者の業種は「管」になるのでしょうか？

(回答) 排水管の清掃（管内更生）については、非公募業種となっておりますので、小規模修繕工事等請負契約業者（非公募業種 従来型）の募集案内をご覧ください。なお、募集案内は、当公社ホームページに掲載しています。

当公社ホームページアドレス <https://www.aichi-kousha.or.jp>

2. 申込資格要件について

- 2-1 建設業の許可の有効期限が令和3年11月25日の為、現在更新を行っています。申込時には現在の許可証のみ添付でよろしいか？

(回答) 現在の許可証の写しを提出してください。

- 2-2 「共同事業者」として申込みすることができるのとあり、（様式2-5）の共同事業者届出書には、その他の構成員が3業者記入できるようになっていますが、構成員の数には制限があるのでしょうか？

(回答) ありません。3業者を超える場合は、別紙に同様の様式で作成してください。

- 2-3 (1) 共通要件⑧及び(2)業種毎の個別要件 ①建築 イ. に、「工事責任者として建設業法に基づく一級又は二級建築施工管理技士、又は一級建築士の資格を有する者がいること。」とありますが、小規模修繕業務の担当者は、工事責任者とは別の人で、有資格者でなくても宜しいですか？

(回答) 別の方で、有資格者でなくても構いません。

- 2-4 例えば、名古屋地区AブロックとBブロックを申込み、両方とも落札決定した場合、配置技術者はAブロックBブロック同じ人でも構いませんか？

(回答) 同じ方で構いません。

3. 団地指定業者の決定について

3-1 ブロックを複数申込みした場合、複数とれる場合はありますか？

(回答) 複数のブロックで団地指定業者になれます。

3-2 今回の募集に外れてしまった場合、団地の自治会から直接頂いていた工事は、どうなりますか？

(回答) 団地指定業者は公社が発注する工事を行なうものであり、直接自治会又は入居者から依頼のあった工事について妨げるものではありません。

4. 実施上の留意事項について

4-1 「(5) 同一ブロックで重複申込みした者は、そのブロックの申込みは無効とします。」とありますが、この同一ブロックとは、どのことですか？

(回答) 県内8地区を46に区切った各ブロックのことです。

5. 総合評価点数について

5-1 各地区での自社の評価点は事前に確認はできませんか？
書類提出の段階で「認められる」、「認められない」が分からないとブロック申請単価率の決定が難しいのですが。

(回答) できません。書類提出時には、評価点の可否について、お答えできません。

5-2 小規模修繕工事实績において、元請けではなく、下請けでの実績でもよろしいですか？

(回答) 構いません。ただし、発注者と元請負者の契約及び元請負者と下請負者の契約の両方が証明できることが必要です。

5-3 小規模修繕工事实績において、実績を証明できるものとして請求書を提出したいのですが、複数の契約分が1つの請求書に記載してあり、1つ1つは100万円未満の工事ですが、合計をすると100万円を超えてしまいます。認めてもらえますか？

(回答) 認めます。ただし、1つの工事が100万円未満の小規模修繕工事と証明できることが必要です。

5-4 小規模修繕工事实績について、電気の場合の実績は、家屋内の電気設備修繕に限られますでしょうか。公社住宅地の外灯の修繕は実績となりますか？ また、自治会や入居者に対応した修繕は実績となりますか？

(回答) 当公社発注の小規模修繕工事であれば、家屋内に限らず住宅敷地内の外灯修繕も実績となります。
管理者発注のものが実績となりますので、自治会又は入居者からの修繕依頼は、実績になりません。

5-5 小規模修繕工事实績について、県職員の宿舍の小規模修繕実績でもよろしいですか？

(回答) 小規模修繕実績とはなりません。不特定多数の者を対象とした賃貸住宅の修繕実績であり、例えば社宅のような特定の者を対象にして賃貸している住宅の小規模修繕実績は除きます。

5-6 共同事業者として申込みをする場合、構成員の実績等も加算点に評価されますか？

(回答) しません。構成員の実績等は、評価されません。

5-7 「希望業種における官公庁等発注の愛知県内の工事施工実績（大規模工事を含む）の有無」で下請けでの実績でもよろしいですか？

(回答) 下請けは実績になりません。

5-8 「公共団体との災害時の応急処理等の協定」とは、どういうものですか？

(回答) 災害発生時に、公共団体に協力して被害状況把握や応急処理等を、組織された組合や企業等との間で取り決めされたものです。

5-9 現在、市と災害時の応急処置に関する協定締結へ向けて進行中の場合は、「無」となりますでしょうか？
また、中部電力、愛知工業組合は公共団体扱いとなりますでしょうか？

(回答) 申込日現在において締結済みのものが有効となります。
公共団体は、国及び地方公共団体となりますので該当いたしません。

5-10 応急危険度判定士登録証が、今年度講習会を受け申請をしたのですが、まだ、届いていないので提出できません。どうすればいいですか？

(回答) 当公社へご相談ください。
原則的には、一旦、講習会の受講を証明できるもの等を提出していただき、登録証を受領後速やかに提出していただくこととなります。

5-11 公的機関の優良工事表彰及び感謝状等の有無についてですが、「感謝状」をいただいたことがあるのですが、感謝状でもいいですか？

(回答) 感謝状でも、評価項目の対象となります。

5-12 優良工事表彰やISO取得に該当するものがない場合は、何も記載せずに提出すればよろしいですか？

(回答) 「無」に○を付けて提出してください。